

メンタルケア対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 この委員会は、埼玉県職員のメンタルケアに関して、全庁的に検討するために設置するものである。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) メンタルヘルス対策の推進に関すること。
- (2) メンタルヘルスに関する重要事項に関すること。

(構成員)

第3条 委員会に委員長、副委員長、委員を置く。

- 2 委員長は、副知事（総務部担当）をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部長及び産業医（精神保健担当）とする。
- 4 委員は別表のとおり。

(委員会)

第4条 委員会は委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長不在のときは、副委員長（総務部長）が代理する。
- 3 委員長は、副委員長及び必要な委員を招集して、臨時委員会を開催することができる。

(庶務担当)

第5条 委員会の庶務は、職員健康支援課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員	秘書課長
委員	企画総務課長
委員	人事課長
委員	県民広聴課長
委員	危機管理課長
委員	環境政策課長
委員	福祉政策課長
委員	保健医療政策課長
委員	産業労働政策課長
委員	農業政策課長
委員	県土整備政策課長
委員	都市整備政策課長
委員	出納総務課長
委員	企業局 総務課長
委員	下水道局 下水道管理課長
委員	埼玉県議会事務局 総務課長
委員	埼玉県監査事務局 監査第一課長
委員	埼玉県人事委員会事務局 総務給与課長
委員	埼玉県労働委員会事務局 審査調整課長
委員	職員健康支援課長